

川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）別表第1の規定に基づき設置する川崎市公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項等)

第2条 条例別表第1の所掌事務の欄に規定する社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国が定める規定に基づき、国庫補助事業を対象として実施する評価
- (2) 国が定める規定に基づき、国の交付金交付要綱等に基づく計画を対象として実施する評価
- (3) 前号の計画に基づく個別の事業を対象として実施する評価

2 委員会は、前項各号に規定する国庫補助事業等の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価結果が客観的かつ公正な評価方法等に基づいたものであるかについて調査審議するものとする。

3 委員会は、必要と認める事項に関し、報告を受けることができるものとする。

(具申意見)

第3条 委員会は、前条第2項の調査審議の結果を市長に意見を具申するものとする。

2 市長は、前項に基づき具申された意見については十分尊重し対応を図らなければならない。

(副会長)

第4条 委員会に副会長を置く。

2 副会長は、条例第6条第2項の規定に基づき、委員のうちから会長があらかじめ指名する者とする。

3 副会長は、会長を補佐する。

(関係者等の出席)

第5条 委員会において、調査審議事項について必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
(川崎市事業評価検討委員会設置要綱及び川崎市事業評価庁内連絡会議設置要綱の廃止)
- 2 川崎市事業評価検討委員会設置要綱（平成１０年１１月１０日施行）及び川崎市事業評価庁内連絡会議設置要綱（平成１０年１０月１６日施行）を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

- この要綱は、令和８年９月１７日から施行する。